

平成18年3月2日(木曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	尾形清一	地域	振興課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所	兼熊谷英昭	病院	事務
芳賀友幸	教	育	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学校	教育課	布施崇一	社会	教育課
石山忠	社会	体育課	鈴木一徳	選挙	管理
安孫子雅美	監	査	宇野健雄	監	査
清野健	農業	委員会		事務	局長
	事務	局長			

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局	長	安食俊博	局長	補
月光龍弘	庶務	主査	大沼秀彦	局	調査係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成18年3月2日(木)

再 開

第1回定例会

午前9時30分開議

日程第 1 質疑

" 2 予算特別委員会設置

" 3 委員会付託

散 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 新宮征一議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

質 疑

○新宮征一議長 日程第1、これより質疑に入ります。

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 平成18年度一般会計でありますけど、寒河江市におきましても今般この情勢の中で、財政もかなり厳しいような状態であります。国も市町村、県もでありますけど、寒河江市におきまして一般財源、市税でありますけど、48億でしたか、それに占める割合でありますけど、そのうち人件費が約30億、その他一般会計や何やらで使うと、ほとんど税収がなくなる状態であります。その補てんするために国から交付税やいろいろな支出金やらのものがあるわけであります。その中でやはり寒河江市における税収の伸びというか、滞納率も結構あるので、その辺に対してこれからどのように取り組んでいくのかどうかであります。

固定資産税、都市計画税、軽自動車税などが一般会計の中に入ります。この税収は、5月から約2月までの区間に分かれておりますけど、滞納している方たちも多いわけありますけど、こういうものに対してこれからどのように取り組んでいくのかどうかであります。48億そこそこのあれで人件費が30億で、あと一般会計から繰り出している金約18億近くあるんでありますけど、ほとんど一般会計で事業ができないような状態あります。

あと、一般会計の中にも土地の売り払いがあるわけあります。一つ目に、高松駅前の土地であります。それは、国鉄清算事業団から市が開発公社を通して、先行投資で土地を取得しているわけありますけど、その土地をそのまま競売なされるのかどうかであります。

また、旧高松地区公民館の跡地も競売されると聞いておりますけど、もともとは高松財産区の土地であったと私なりに聞いておりますけど、その競売に当たり、どのように考えているのかどうかであります。

また、チェリークア・パークの敷地におきましても全員協議会で、元中国パールの進出の土地に対して自動車学校の誘致が行われております。

また、その地域の中に個人名義の取得もありますけど、中国パールのように5億円のお金を20年で月賦で払うということはないように私なりに願いたいところであります。

また、もう一つは、ふるさと創生基金の融資を受けながら、温泉のボーリングを申し立てたと全員協議会のところでありましたけど、その中全体であそこの計画におきましては12社で協議会が行われておりますけど、何社かが建設断念しております。

そこで、私なりに思うんでありますけど、あそこに給湯してお湯でありますけど、本来ならば入湯税という寒河江市に税収をもたらしてくるわけありますけど、その道から見ても大きく狂いが生じるんじゃないかなと私なりに思うんですけど、その取り組みに対しても今回の競売に当たり、どのようにお考えになっているのかどうかであります。その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

また、そのほかに寒河江市でまだ土地の売買をやる予定があるのかどうかであります。その辺のことを考えながら、今年度一般会計、18年度でありますけど、寒河江市も本当に厳しい、民間だったら

本当にまだまだ厳しいんであります。東京の方面ではかなり景気が豊かだと言われておりますけど、我が山形県寒河江市におきまして農産物においても米の価格の問題、果樹の問題も大変であります。そういうのに対して税収が伸びないわけでありまして、どのようにお考えになりますか。

また、今般の大雪におきましてかなり補正予算で市長の御配慮により、1月4日に専決処分なされたことに対しては感謝申し上げるんでありますけど、一番私なりに考えることは、この議場にも職員並びに議員の皆様もよくお考えになってもらいたいことが一つあります。それは、職員に対しての寒冷地手当であります。その辺をどのように考えていかれるのかどうかであります。職員だけ世帯主、準世帯主、独身という振り分けがあるわけでありまして。この雪の中で職員だけが大きく暖かい冬を迎えたんじゃないかなと私思っているわけでありまして。そういうことも考えながら、民間ではそんなことありませんから、もっと考えてやってもらいたいと私は思うんであります。

何点が申しあげましたけど、それに対してこれからどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思っております。

○新宮征一議長 市長から答弁願います。

○佐藤誠六市長 施政方針にも述べましたし、また一般会計の予算編成方針あるいはその内容につきましても申しあげましたように、経済の伸びというのは伸びていないと、そういう中で歳入の面というのは非常に厳しい見方をしなくちゃならないと。税収だって寒河江はまあまあだろうと思っておりますけれども、地方交付税ということになりますと、非常に不透明な段階にあるというようなことだろうと思っております。

反面少子高齢化の波というのは、これはひたひたと寄ってくると、こういうことでございます。ごらんになっておわかりのように、社会保障関係の占めるウエートというのは非常に強くなってきております。それですから、この考え方としましては、やっぱり第5次振興計画と行財政改革を一体となって進めなくちゃならないと、こういうことだろうと思っております。そうでなければこれは乗り切れないと、こういう中でございますから、市民との協働あるいは市民に対するところの民間の委託というのをおわせて、内で改革するのみならず、そういう分野と一緒にしなくちゃならないと、こういうことでございます。

ですから、歳出の削減ということもさることながら、歳入の確保には、これは十分力を入れてまいりたいと、このように思っております。ですから、行財政改革におきましては歳入の確保ということの特に入れておきまして、ある土地というようなものは、これは民間に売り払って、これを賄うというような考え方で進んでおるわけでございます。ですから、それを売り払うというような場合につきましては、一般競争という形で公平な、そしてまた財産価値が評価されるような形での売り払いと、こういうことになろうかなと。これは当然のことだろうと、このように思っておりますし、税収の確保につきましてはあらゆる手段を通じまして、税源の醸成ということもさることながら、税収入を上げると。あるいは、調定したやつは収入を確保していくというようなことでしていかなければならないと、このように思っております。

その他につきましては、担当の方からそれぞれ申し上げたいと思っております。

○新宮征一議長 税務課長。

○三瓶正博税務課長 市税の収納関係についてお答え申し上げます。

市税の収納につきましては、行財政改革が18年度から実施なるわけでありまして。この中の一環とし

まして、プロジェクトチームの設置というものがございます。その中で18年度プロジェクトチームを立ち上げをしながら、十分な検討をしながら収納率向上に向けて頑張っていきたいというふうに、まず第1点として考えております。

それから、第2点として昨年12月1日に、山形県と共同で個人住民税収納対策協議会を設置しております。その中で県と一緒に、県税と関係あるものについて収納を実施していくというような考え方。

さらに、第3点として、これまで実施しております収納率の向上対策、これについてはいろんな手法をとっております。1点としては訪問徴収、さらには電話での納入の依頼、督促状の送付、催告書の送付、さらには再催告書の送付など、それらを含めながら口座振替納付の推進、さらには納期の案内チラシを各世帯に配布すると。各納期の時点でそういうチラシを各世帯に配布なり閲覧をしながら、納税の意欲を高めていくということを考えております。

なお、申し添えておきますけれども、平成16年度の収納率の状況でありますけれども、現年度滞納分合わせまして、13市中上位2位という状況であります。従いまして、寒河江市の納税者の方は納税意欲は高いというふうに評価できるのではないかとというふうに認識しているところであります。

以上でございます。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 寒冷地手当に関する質問がありましたので、お答え申し上げます。

寒冷地手当については、現在はいわゆる寒冷地の地域区分に従って仕切られるような形になりまして、それで寒河江市の場合は北海道等の一番の寒冷地よりはかなり下がりまして、具体的には施行されて2年ほどなりますけど、大分支給額が下がっているような状態にあります。もちろん民間との比較ということに関しては、これは人事院の勧告の制度に基づいてそのような形に改正なったものでありまして、民間のそういう状態を反映した中で勧告がなされ、現在そういう制度で施行なっているということでもあります。

○新宮征一議長 財政課長。

○秋場 元財政課長 土地の売り払いについて御質問ありました。具体的に2件の土地についてありましたので、申し上げます。

1点は、高松駅前の環境整備用地のことかと思えます。国鉄清算事業団の方から開発公社が購入したものでありますけれども、現在具体的な計画はその土地についてはないわけでありまして、今後の予定も考えていないというようなことから、行財政改革大綱にも示しておりますし、その推進委員会でも決定していただいております。処分するという方向で進めておるところでございます。

それから、旧西部地区公民館の高松分室の件でありますけれども、これについても平成6年から普通財産というふうになっております。これも現在利用計画がありません。そういったことで、これも行財政改革大綱の中において、未活用市有地として売却処分するというふうにしたものであります。処分に当たっては公売という形で考えております。

以上です。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 クア・パークの件で質問ありましたので、お答えします。

クア・パークの民活エリアの1万坪の土地につきましては、現在市内の業者に誘致を働きかけてお

ります。誘致が決まり次第契約の締結を行う予定でありますけれども、その契約の内容についてであります。平成10年にクア・パークに民活エリア11社に分譲契約を締結した内容をもって今のところ契約の内容を検討しているところであります。

それから、お湯の配湯の計画がどうなっているのかということでもありますけれども、市の源泉の配当計画は毎分1,000リッターの中で計画的に利用されるということで、現在も変わっておりません。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 いろいろ市長はじめ担当課長から説明ありましたが、一番大きいのはチェリークア・パークだと思っております。やはり1社だけ今営業しておりますけれども、このうち2社の分を買って駐車場をやっているわけでありまして。本当ならばやはり大いに温泉活用したものを、旅館業があれば当然入湯税というのも入ってくるわけでありまして。

また、もう一つ、ふるさと創生でボーリング、温泉掘らせてくださいと申請がなされておりますけれども、今現在山形県温泉審議会で協議なされておりますけれども、今の市民浴場が57年に掘って、58年7月1日から営業したとき、その後やはり寒河江の温泉の地層は鍋の底で、くみ上げるとなくなると先輩議員が取り上げていたのを記憶に思っております。やはり同じ地域に3本の井戸掘ったならばどうなのかなと私なりにも思うところでもあります。ましてその辺の考えはどのように思っているのかどうかであります。

あと、1万坪の土地に対してもこれからの契約次第でありますけれども、中国パールのように5億円に利息分を上乗せするのかどうかであります。やはり今までそれだけ投資して、20年また月賦にしてくださいなんてないようなことを願っているわけでありまして。あそこの道路の分に対しても下水道はじめ水道、温泉の給水管、あとガス管もあるわけでありまして。やはりそれだけの投資しておるんですから、これから問題考えても大きいんじゃないかなと私なりに思っております。

あと、高松駅前のところもまだ全然はっきり、清算事業団から土地を取得してからかなりたつわけでありまして、分譲するのなら整備してするのか、しないのかであります。当然買ったときはバブルでなりますから、今現在の土地の評価で競売なされるのかどうかもお聞きいたします。

また、高松の公民館の跡地の問題もまだ未定のような感じですが、やはり旧高松財産区の土地から市になっているわけですが、その辺も十分認識していかなきゃならないような感じいたすわけでありまして。こういう問題に対してもやはり開発公社の理事長は助役でありますし、あと全体的責任者は寒河江市長でありますけれども、その辺の取り組みに対してチェリークア・パークの問題どようになされるのか、重ねて伺いたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 土地の売り払いのことでございますけれども、先ほども答弁申しあげましたけれども、今使っていないものならば、これはやはり民間に活用していただいて、民間の活力をふやすと、こういうふうな、そしてまた市の歳入を資すると、こういうことでございますから、お互いにこれがプラスになる面であろうと、このように思っておるわけでございますし、それらの売却に当たっては、それは当然適正な価格で評価をしながらやるわけでございますし、また公正な手段でやると、こういうことでございます。

また、クア・パークにつきましてはいろいろ計画があつて、引き合いがあつた中で市の活性化につながるようなものであれば、これは歓迎しなくちゃならないものでございまして、単に入湯税という

ものだけじゃなくて、固定資産税なり、あるいはまたたくさんの方が寒河江にいらっしゃるということでのにぎわいと活力というようなものが寒河江にもたらされる。それがあらゆる面に波及効果というようなプラスの面が私は出てくると、このように思っておるところでございます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 国民健康保険でありますけど、きのうも旭川の国民健康保険に対して最高裁の判決が出たわけであります。いろいろとそれに対しては、きのうのアンケートで新聞見ただけでありますけど、こういう問題も寒河江市でどのように取り組んでいかれるのかどうかであります。国民健康保険は自由業者です。そういう人たちがあって、あと共済の方からと社会保険の方から負担金があって成り立っているような状態です。

寒河江市におきましても、保険証は1年で切りかえ、あと滞納というか、そういう方には短期の保険証が発行されております。全体で医療にかかる方が毎年伸びて、滞納する人たちの方が余計だとなれば、毎年基金を崩して運営しているような状態です。そういうことも考えながら行かなきゃならないような状態です。その基準でありますけど、寒河江市におきまして医療にかかる保険から出すのと、実際かかっている滞納の分というのの差額というのは、毎年広がっているような状態と私は思っているわけです。このままの状態では、毎年毎年保険料が上がっていくような状態だと思われまうけど、その辺に対してどのようにお考えになっているのか聞かせてもらいたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 これは、基本的な考え方は当初の国民健康保険について、特別会計についても申しあげましたように、被保険者数というのは毎年増加傾向にございます。

それから、保険給付費の増加もこれも大きなものがあるわけでございますので、その中での老人保健拠出金というようなことが大変これも伸びますので、全体として国保の会計というのは厳しい状況にあろうと、このように思っております、ですから国保税の方につきましても保険給付費の費用に見合うような必要額というものを確保するということがあるかと思っております。

国の方針も、これは余りにも急激な国保税の引き上げということにつきましては、国も憂慮しておるようございまして、給付基金というようなものがありましたならば、それを取り崩しというような指導もなされておるわけございまして、ですけれどもそれを取り崩して、全部取り崩すというわけじゃございませんから、18年度あるいは19年度等々に分割して取り崩すということも考えておるわけでございますけれども、それでも繰り入れした額でも厳しいというような場合におきまして、今回も税率を改正して対応しようというような考え方で予算を組ませていただいたところでございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり会社勤めや何かでリストラや何なった人は、ほとんど皆国民健康保険に入るわ

けであります。所得は、前年度に比例してなるわけであります。やはりその中で、自分なりに思うんですけど、保険料が上がって、保険料を納めるのが少なくなれば赤字になります。当然一般会計から穴埋めしなきゃならない、基金を取り崩していかなきゃならないような状態であります。これは、日本全国どこ行っても同じような状態じゃないかなと私なりに思うわけでありますけど、やはりその辺の取り組み、もっと考えていかなきゃならないような感じがします。

旭川のきのうの最高裁の判決におきまして、彼一人で最高裁まで争ってなると新聞報道にあるわけでありますけど、一人で旭川地裁から札幌高裁、最高裁判所までよくやったなと私なりに思うんであります。やはり低所得者に対しても医療にかかる権利があるわけでありまして、寒河江市でもきのうの最高裁の判決を十分認識しながら、これから国民健康保険の運用をやっていかなきゃならないような状態でありますので、市長、昨日の旭川の市民の裁判に最高裁の判決が出ましたけど、どのようなお考えを持って、これから寒河江市の運用されるのかお聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 最高裁の判決につきましての詳細を承知していないところでございますけれども、国民健康保険の抱えている問題というのは、これは全国的に非常に厳しくとらえていかなきゃならないというような段階にあると、このように思っております。

そしてまた、国民健康保険税に対すところの受益と負担というような問題というのは、これからまあ大きな課題だと、こう思いますし、そういう中で受益者というものは自らの責任において負担するというような意識というものを、それらが徴収率といいますか、国民健康保険税の納入率の向上に資していかなきゃならないというようなものは当然だろうと、こう思っております。何か行政の力で国民健康保険が運営されるんだというような御認識というものは、これは改めていかなければ、お互いの運営でやっていくというような考え方に立たなければ、やっぱり国民健康保険というようなものはこれから大変厳しくなると、このように思っております。

それで、現在におきまして一般会計から国民健康保険、それから老人保健特別会計あるいは介護保険特別会計に対しての繰出金というのは大きな比重を占めておるわけでございますので、そういうことを踏まえながら運営していかなきゃならないと。

そして、抱えているところの被保険者といいますか、それは非常にお年寄りで、そしてまた医療費等々がかかるところのものでございますから、なおかつ十分目をその辺に当てて国民健康保険の運営というものをやっていかなければならないと存じております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはりこの御時世で、いろいろ景気も地方の場合はよくないわけであります。

やはり、保険料は前年度に対しての所得に対して来るわけでありまして、リストラや失業なされた方は、本当に納めるのが大変であります。国民健康保険は8期までありますけど、そういう人たちから、保険料なかなか大変ですよと相談があった場合は、もう2月期までにもう少し9期だの10期というか、保険の期間を延ばすという考えはないのかどうかであります。その辺の取り組みはあるのかないのかお聞きしたいと思います。そうすれば当然8回納めるところ10回になれば、当然納めやすくなるんじゃないかなと私なりに思うわけでありまして、その辺を考えているか、考えていないか、お願い申し上げます。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 健康保険税の納期については、制度上定められています。

先ほどの納められないというふうなことで相談があった場合の対応というようなことですが、これについてはいつでも相談には応じております。滞納なんかなされますと、長期に続きますと、いろいろ保険証にも制約というようなことで短期証とか、あるいは資格証とかというようなことになりませんが、これについては期限にずばり触れるから、それで打ち切りというふうなことじゃなくて、あくまでも納税相談に応じた中で努力といいますか、それが望めるというようなことであれば、それなりの相談を申しあげながら対応しているというようなことで、これはあくまでも意欲を続けていただくというふうな形で相談をさせていただいているというふうな状況でございます。

納付については、今後についても最大限努力していきたいなというふうに思っています。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 国保会計については、老人保健もそうですけども、破綻に近いような状況になりつつあるのではないかとというふうな認識を、私は持っています。

今回も1億の基金の繰り入れ、基金があるから、それができるわけでありまして、それでも足りないの、税の見直しを考えているというような予算の説明でありました。足りなければ税を改定をして、要するに受益者負担の原則にのっとってどんどんやっていくんだというような考え方、政府もそのようでありまして、そうすると先ほど出ましたように、資格証明とか、短期保険証とかに切りかわる加入者が続出すると。それでなくても増加傾向にあるわけでありまして、そこに何らかの行政としてできる手だてを打つのが為政者の責任であるし、事業主体である寒河江市長の義務であろうというふうに思うわけでありまして、一つは税率改正を見込むというような説明でありますけども、予算書を見ると、前年度とほぼ同じ予算額が国保税の収入の方では組まれているようでありまして、これは応能応益のあん分率を変えるということで対応しようとしているのか、その具体的な検討内容についてお聞かせをいただきたい。

それから、もう一つは、以前から私問題にしているんですけども、医療費の増嵩を抑える有力な手だての一つにいわゆる2次医薬品の使用があります。ジェネリック医薬品というふうに総称されておりますけれども、これを率先して公的な医療機関が使用をふやしていくということによって、加入者も、いわゆる保険者も受益者も高額な医療費を少しでも負担を少なく抑えることができるわけでありまして、そういう意味での努力、取り組み、民間の医療機関に言ってもなかなかそれは進まないわけでありまして、公的な医療機関であれば、それは医師団あるいは事務局、それから薬局等々との協議の中で推進していくことは可能であります。それがなかなか寒河江の場合も進んでいない。そのネックは何かということをお明らかにした上で、強力にそれを推進する必要があるのではないかと。そうすると、医療費の総額を抑制することが可能であります。そういう意味でその取り組みがどうなっているのかお聞かせをいただきたい。

以上、2点お願いします。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 御質問のように18年度につきましては、繰出金を入れてもなおかつ財源的に不足するというふうなことで、税率の引き上げ、あん分率の検討というふうなものを考えております。不足額が約1億2,400万円ほどです。

先ほど予算書の中で、ほぼ同じでないかというふうな話がありましたけれども、17年度予算の際にも値上げというふうなことを前提に予算を組んでおります。予算書につきましては、前年度の当初対翌年度の比較というふうなことになりますので、予算書上はやはりほぼ同じような数字的なことがあるのかなというふうに思っています。

17年度につきましては、改定を予定したわけですがけれども、いろいろ基金等の積み増しとか、それから医療費等の状況によって剰余金等の絡みでですけども、積み出しが可能だったというようなことで、現基金の中で値上げをしなくても対応できるのではないかというふうなことで、17年度は見送ったというふうな状況にあります。

18年度精究してみますと、先ほど申しましたように、基金を入れても不足するというふうなことでございます。そんなことで前提というふうなことになっています。

それから、あん分率あるいは税率につきましては、5月の所得あるいは資産額がもう定まった段階で検討したいというふうに考えております。ただ、軽減措置がある応益の45から55の範囲の中にはおさめていきたいと。そのことによって経営安定措置が受けられる体制になるわけですから、それだけは確保していきたいなというふうに思っています。

あと、ジェネリック医薬品のことでですけども、これはこれまでもいろいろな指摘を受けております。国保担当課としては、それを願う機会というのはなかなかないわけですがけれども、国保運営協議会とか、そういうような中でも話が出まして、そのことについては何らかの手だてをする必要があるというようなことは言われております。それを直接に声かけられるというのは、やはり市立病院なんかだと思えますけれども、その辺についてはこれまでも何回かそういう方向でお願いしたいというふうなことをやっております。病院自体でもそれに対応していただいているというふうに思っています。あとはもう県立とか何かになりますと、そういう機会をとらえながら訴えていかなきゃならないのかなというふうに思っています。

○新宮征一議長 遠藤議員。

○遠藤聖作議員 詳細は各常任委員会、分科会でもありますので、余りそれ以上突っ込んだ質問はいたしませんけれども、病院の方の対応はどうなっているのか、ジェネリックの方で。市立病院の対応はどうなっているのか。これまでも何度か要請をしているわけですがけれども、今の到達点がどうなのかお聞かせいただきたい。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

いわゆる後発医薬品のジェネリック医薬品ということで、その利用に対する市立病院としてのお考えということかと思えます。

具体的な平成16年度の実績につきましては、決算の時点で数字は申しあげてきたところでございますが、平成14年と比較いたしましてふやしてきていると、努力してきているというようなことで、今も努力をしておるところでございますが、一つは後発医薬品、ジェネリックの場合は薬剤情報が大変少ないというようなこと。

それから、もう一つは医療、特に薬の処方につきましては先生方自身の経験則で成り立っている部分が多いというようなことがございます。ジェネリック医薬品を統一して採用する品目をふやすために、先生との間で調整を図っているわけですが、現在の市立病院の常勤医師が13名、非常

勤医師が16名、合計29名が診療に当たっているわけですが、市立病院の場合は、開業医とちょっと違う点といたしまして入院設備があるわけございまして、また休日、夜間には常勤医師が勤務を交代しているというようなこともありますし、また山大的方から派遣された先生方の異動もごらんのとおり頻繁であるということもあるわけです。地域の診療所からの紹介による患者さんや、救急搬送による重症患者も常に受け入れて診療に当たっているわけでございます。なかなかそういう特殊な、開業医の先生方ですと、1人とか、2人とか、そういうような……

○新宮征一議長 病院事務長、質問の趣旨にだけ教えてください。

○兼子良一病院事務長 そういうことから一生懸命努力はしているわけですが、なかなか難しい面もあります。しかし、そういう心がけで頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 介護保険でありますけど、これは全国の市町村で加入されているわけでありまして。40歳以上64歳までは保険料に自由業は上乘せなっております。会社勤めは保険料から差し引かれているわけでありまして。65歳になりますと、いろいろなみんな年金に入っておりますから、それについて負担するわけでありまして。年金支給されるのから当然差し引かれるわけでありまして。寒河江市で老齢基礎年金ですか、18万円以上と以下で分けると、どのような感じになるのでありますか。当然その辺になりますと、その辺の感じは18万円以下の人は直接納めるような感じになっている制度だと私なりに認識しているんですけど、その辺の寒河江では何名いらっしゃるのかどうかであります。当然年金ですから、国民年金で40年かけて約79万円ちょっとであります。2カ月に1回で支給されますけど、最低の方もいるわけでありまして。40年に入らない方も当然いるわけでありまして、そういう方の取り扱いはどうなされているのかどうかであります。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 年金が18万円以下の方については、年金からの特別徴収というようなことはやっておりませんで、それ以下の年金の方については普通徴収というようなことになります。従って、月額保険料、その所得の割合によって若干違ってきますけれども、その額を普通徴収の納付書をつくりまして、それを本人宅に送って、それで納めていただくというふうな制度になっております。

それから、普通徴収何人というようなことですが、ちょっと今手元に資料ございません。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤議員に申しあげますが、議第13号までについてはこの後予算委員会が設置され、それらに付託されることとなります。

なお、予算委員会の方でも分科会でまたさらに審査をされるわけですから、13号までの予算関係については、大綱的な質問に抑えていただきたいと思います。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 寒河江市で40歳以上64歳までは保険に上乘せになって、そういうティッシュというのか、もっているわけでありまして。やはり当然保険に入っていない人というか、国民年金に入っていない

人も大数いるわけでありませう。そういう人たちにはどのように介護保険を納めてもらえるのか、その辺の基準が何かあるんでしょうか、滞納した場合。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 国民健康保険以外の方につきましては、社会保険とか、共済保険とかに入っていると申すけれども、その事業所の中での対応になりますので、滞納はないのではないかなというふうに思っています。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今年度の4月から医療、国の法律というか、いろいろ変わるわけですね。病院の経営に対しても薬価基準や診療報酬も変わるわけですね。

そういうことに対して、市立病院もかなりきついなと私なりに思うんですね。一般会計から約2億2,000万円近く負担しているわけですね。病院でもこれ以上努力しろといっても、なかなか無理じゃないかなと思われるんですけど、医師の診療や薬価基準がまた引き下げられるようですね。医師の診療する分のちょっと上がるぐらいで、本当にこの経営に対してかなり厳しいような感じがいたします。その見通し、ほとんど全国の自治体病院は厚生労働省、国からの指導、監督があるわけですね。その辺に対して本当に厳しい状態ですね。そのことを考えながら、この薬価基準報酬の引き下げによって、市立病院ではどのような経営状態を考えていかれるのかですね。

あと、もう一つお聞きしたいのは、医師住宅がありますけど、木造でほとんど使われていないような状態ですね。今年も雪おろしたと言っていますけど、更地というか、そのような考えはないのかどうかもお尋ね申し上げます。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

ただいまの質問は、診療報酬の改定による引き下げに伴う予算、病院の対応のことと思います。2年に1度診療報酬改定があるわけですが、詳細につきましてはまだ来ていないところであります。大きく見れば、全体の改定幅が3.16パーセントとなっており、その内訳は本体部分が診療報酬部分は1.36パーセント、薬価等の改定は1.8パーセントということになっておりまして、大幅なマイナス改定を内容とするものと言われておりまして、病院の経営には少なからず影響を受けることが予想されます。

しかし、外来に関しましては、前回16年の改定があったわけですが、そのマイナス改定に際しましては、患者数は減少傾向をたどったものの、投薬期間の長期化などの関係から受診単価は上昇が見られております。

また、今回の改定では、診療の内容について第三者の意見を求めるセカンドオピニオンの評価、栄

養管理実施、それから医療安全に関する点数加算など、最新の新たな医療ニーズにも配慮した内容がとられているところでございます。従いまして、厳しい環境の中ではございますが、改定で示された新たな患者サービスなどにも取り組むことなどによりまして、収益確保に努力したいと考えているところでございます。

それから、第2点目の医師官舎でございますが、ごらんのとおり木造の建物でございますが、古くはなっておるわけございまして、現在有効活用利用というようなことで、エックス線フィルムの保管というようなことをしておるところでございますが、今後利活用について現状を踏まえて考えていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 どの病院でも同じでありますけど、午前中で診療終わるわけでありまして、午後からは入院患者さんやそういう回っているような状態でありますけど、自分なりに思うんでありますけど、やはり個人開業では大体2時までお昼休みで、夕方6時ごろまでやっているのが現状であります。その辺に関して寒河江市でも午後の診療を考えているのか、外来です。その辺を考えれば、もっと病院経営に少なからぬ利益と言ったらおかしいんで、利益ですけど、なるんじゃないかと私感じているわけですけど、その辺は考えたときあるのかどうかであります。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 ただいまの質問は、先生方の医療の勤務の内容についての御質問かと思っておりますので、若干先生方の勤務状況について御理解をいただくために一言御説明をさせていただきますと、多くの先生方は朝8時前には出勤いたしまして、病棟を回り、患者を確認しまして、必要があれば看護師に処置の指示を出したり、また整形外科では全員で、今4人おるわけですが、カンファレンスを開きまして前日の症例の検討をして、その後の診療に備えております。

そして、9時から診療が開始されるわけございまして、予約患者、それからその日に受け付けされました外来患者の診療に当たっておるところでございます。多くの場合、昼食は相当遅くなるのが実態というようなことございまして、その後休憩をとりまして午後の回診、そして手術を行います。夕方は決められた時間にはなかなか終わらないのが実態であります。特に手術などで遅くまで勤務していることが多いのが実態であります。救急患者、入院患者の急変などで緊急の呼び出しに応じ来院するなど、ハードな勤務であると私なりに感じておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

○川越孝男議員 今回の改正案は、これまでの課制条例と、それから寒河江市の行政組織及び事務分掌規程の一部と合わせたものになっています。従って、改正されるであろう寒河江市の行政組織及び事

務分掌規程、これがどういうふうに関連してくるのかということが極めて重要だなというふうに思いますので、改定されるであろう規程を附属資料として出していただきたいというふうに思うんですが、議長、この点はいかがでしょう。

○新宮征一議長 行財政改革推進課長。

○菅野英行行財政改革推進課長 お答えいたします。

規程につきましては、現在策定中でございます。それは、今後規程でなくて規則にしようと思っておりますけれども、ですからまだ原案ができておりませんので、資料をお出しできるような状態にはなっていないところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 規程から規則にするというふうなことのようでありますけれども、今回組織的には室というのが五つ設けられるようになります。そして、室長は管理職を配置するというふうな説明がこれまでされています。従って、管理職を配置するという、そういう機構に組織上なるのであるならば、今規程から規則という話ありましたけれども、規則でもなくやっぱり条例にすべきだというふうに私は思うんです。このことについての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○新宮征一議長 行財政改革推進課長。

○菅野英行行財政改革推進課長 お答えいたします。

自治法の158条第1項の規定では、一応その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を置くことができるというふうに規定しておりまして、その場合直近下位の組織については条例で定めるべきというふうな規定でありますので、室は課の中の組織でありますので、長の直近下位でありませんので、規則で定めるというものでございます。

例えば、部制をしているところでありますと、直近下位の部を条例で規定いたしまして、その下の室であるとか課については規則で定めているものでありますので、そのような考えで今回の課制条例もやっております。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 それは、法的には「ねばならない」という原則、そこまでは必須の形になるというふうに思うんですけれども、管理職まで配置をするというふうなことであれば条例の中に、今回課だけでなく、分掌事項も出てくる。

それから、組織については今までの規程から規則にするというふうなことのようでありますけれども、管理職手当も出る管理職を配置をするという位置づけの室であるならば、法律で必ずしなければならないでなくても、規則よりも条例の中に位置づけをした方がいいのではないかと考えて持っていますので、ぜひ受けとめていただきたいということを申し上げておきます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 実行組合長手当が廃止をされて、予算上は農事実行組合活動交付金というふうな形に切りかえなるようでありませけれども、もちろんこれ予算の中で聞いてもいいわけでありませけれども、今回農事実行組合長手当が廃止になるというふうなことから関連してお尋ねをしたいわけでありませけれども、農事実行組合活動交付金の交付基準はどのようになるのか教えていただきたいと思ひます。

○新宮征一議長 農林課長。

○木村正之農林課長 お答えいたします。

今まで報酬というふうな形の中で支払いをしてきたわけですけれども、今度活動交付金というふうな形の中でしていくというふうなことで、実際的な活動、文書配布関係の時間とか、それから今度地域での座談会とか、そういうふうな会合に要する費用というふうなことで、今1戸当たり710円を考へているところでありませ。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 この特例は、これまで1年ごと更新といひませるか、改正をしてきておったわけでありませけれども、今回5年とした理由をお聞かせをいただきたいと思ひます。一つがそのことです。

それから、二つ目には、行財政改革推進委員会に市の特別職の報酬一覧表が提出をされたんでしたけれども、そのときに誤った資料でなかつたのかなというふうには私と思ひ、指摘も別な資料を出しながらしたんですが、訂正もなされませんでした。といひのは、市長の報酬はこれでは特例では13パーセントカットなわけでありませけれども、市の特別職の報酬としてはカットされていひない。92万円というものが条例上の報酬月額だといひいうふうには思ひます。従って、これに基づいてさまざまな手当や退職金も皆計算されて、実際それに基づいて支給がされているわけでありませから、ああいう審議会などの際の資料といひのは、条例上のものを出すべきだといひいうふうには思ひますが、行革推進委員会に出された資料は誤った資料でなかつたのかなというふうには思ひますが、この点についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 それでは、お答え申しあげませ。

初めに、5年とした理由についてでありませますが、これにつきましては既に御承知おきのとおり、寒河江市行財政改革大綱実施計画の中に5年間この形でいひませしょうといひいうことで、計画で策定してありませるので、それに従ったような形で特別報酬の審議委員会に諮問を申しあげませしたところ、当初案としてそういうことで、寒河江市でそういう姿勢でやっていくのであれば、そういう形で答申しませしょうといひいうことで5年の答申しませいただきましたので、今回このような形で条例改正を出してありませ。

それから、審議会に出された資料等につきましてはですが、審議会の中では具体的にいろいろな議論をする際に、実際の支給額と確かに条例上の額に違ひがありませますが、そちらの両方の額をいろいろな比較検討しながら、全体的な審議に当たるといひいうようなことであると思ひますので、そういう意味合ひ

から、いわゆる実際の削減後の額の資料として提示をしたところでありませ

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 後段の方のやつだけ指摘をしておきたいと思いますが、市の特別職の報酬に関する条例がきちっとあるんです。そして、それでは例えば市長の場合で言えば92万円というふうな額が決定しているわけです。確かに特例で月々払う給与は13パーセントカットしていますけれども、その報酬月額92万円に基づいてさまざまな手当、ボーナスも含めて、退職金も含めてなっているわけでありませ

すし、これが市の特別職の報酬審議会にかかって条例上も決定している額です。従って、ああいう委員会などに資料として出す際には、報酬月額92万円、そして特例で月々の給与は13パーセントカットしていますというふうに出すべきだというふうに思うんです。それでなくて、特例の部分を出してというようなことであれば、それが報酬月額としてそういう特別職の報酬をどうあるべきかというような審議をする極めて重要な基礎データとして出されるわけでありませ

すから、そこは間違いだということをお指摘をしておきます。ぜひ検挙に受けとめて、今後そういうふうなことないように対応していただきたい。このことについての見解だけお聞かせをいただきたい。先ほどのではちょっと問題あります、1問目の答弁では、再度申しあげましたので、見解をお聞かせをいただきます。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 いろいろな審議会等がありますけど、具体的に一番審議の質に合うような資料をできるだけそろえて出していくというのが審議の質を高めるという意味では必要なことかと思

います。ただ、御指摘がありましたように、そういう詳しい資料をなお出せばよいのではないかということについてはそのとおりだと思いますので、今後いろいろ検討してまいりたいと思

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういうふうのではだめで、条例上決まっている特別職の報酬額があるんです。それをきちっと出して、そしてその一部が特例でなっているとすれば、それを補足をするという資料にすべきだと。それが正確な、適正な資料だということを申しあげたんです。それについて審議しやすいように、審議しやすいもしやすすくないも、それは決定している条例上のやつをきちっと出すべきだということをお指摘をしておきます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 20、21、22号、質問の部分としては関連しますので、ここでお聞かせをいただきたいと思うんですが、これは労使の関係する部分がございます、内容的に。従って、労使の協議状況などはどういう状況になっているのかお聞かせをいただきたいと思

います。○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 御質問にお答えします。

職員組合の方と協議をずっと続行しておりまして、決まったものについてこのような形でお

ります。○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 33号、34号も議案として出されているわけではありますが、若干関連する問題もありますが、ここに出されている条例についてお尋ねをしますが、もとになっている法律が法律でありますから、いろいろ法審議の中で問題点は出されたことは皆さん御承知のとおりであります。

そこで、一つ伺いたいというふうに思っていますのは、こういうふうな緊急の対処事態というふうな問題になってまいりますと、いわゆる表現の自由であるとか、あるいは報道の自由というふうな問題が規制をされていくのではないかというような懸念がございます。

そこで、市では情報公開条例が定められているわけではありますが、この情報公開についてはどのように担保されるのか、その点だけお尋ねをしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 お答え申し上げます。

基本的に今年1年間、県の方で県の計画づくりということでやってきたわけですけど、その中の質疑応答等の中でもその問題については議論が相当なされたわけです。

ただ、それは国の段階についても同じことだと思われまますけど、憲法上の基本的なそういう権利関

係のあれについては、できるだけ尊重しながら対処したいということで、ずっと流れてきているよう
であります。県の会議についても、基本的には同じような回答なり、そういうことで特に報道各社等
も了承しながらといいますか、沿いながらやっていくというようなことでもあります。基本的には、市
の方でも表現の自由とか、そういうものに関しては国、県と同じような形で、権利といいますか、そ
のあれについては最大限尊重しながら対処していくというような形をとっていきたいと思っております。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 2条の関係でお聞きをしたいというふうに思いますが、協議会の委員の定数は40人以
内となっておりますが、どのような方々をこのメンバーにしようというふうに考えておられるのか、
その点だけお尋ねしたいと思います。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 それでは、お答え申し上げます。

これにつきましては、法律をお読みのことと思っておりますが、法律の方にある程度明記になっておりまし
て、具体的には市の助役、教育長、それから区域を管轄する消防長等々と列記になっておりまして、最
後の方にやっぱり有識者、学識経験者、その辺も入っておりますので、市の方としても一応列記なっ
た人が主となりますが、特に医療関係者とか、それから一般住民の方とか、そういう方も含めた中で
いろいろ市の計画づくりをしていきたいというふうに、今のところ考えているところであります。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 法律に明記になっている、特定されている方々は、それはそれで法律の中身であります
から、それでよしいんですが、こうした国民保護法というふうな形の中からのいろんな問題が想定
されてくるわけでありましてけれども、そうした場合にやっぱり人権の問題なんか、いろいろ問題に
なるように思われるわけであります。

そこで、そうしたことについてぜひ精通をした人々といいますか、方あるいは特にそうした意味で
は問題になる可能性がある例えば障害者の代表の方であるとか、あるいは勤労者の代表であるとか、
そういうふうな方々をやっぱり入れていく必要があるのではないのかなというふうに思っております
が、そういう点での見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 お答え申し上げます。

基本的には市の計画でありますので、市民の各分野のいろいろな代表の方を入れながら構成するの
が法律の中でもそういうような形になっています。そういう趣旨を踏まえたような形でいろいろ考え
てまいりたいと。

ただ、現時点では具体的にどういう分野、どういう分野ということはまだ想定しておりませんので、
その時点になって考えてまいりたいと思っております。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今後もいろんな意味で議論はし

ていきたいというふうに思いますが、ここでは省きますけれども、そうした点についてぜひ検討を加え

ていただきたいということだけでお願いしておきたいと思います。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第36号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第37号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号及び議第4号から議第13号までの11案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第4号から議第13号までの11案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第14号、議第15号、 議第17号、議第18号、 議第19号、議第20号、 議第21号、議第22号、 議第23号、議第33号、 議第34号、議第35号、 議第37号、議第38号
文教厚生委員会	議第16号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 陳情第2号
建設経済委員会	議第29号、議第30号、 議第31号、議第32号、 議第36号、議第39号
予算特別委員会	議第2号、議第4号、議第 5号、議第6号、議第7号、 議第8号、議第9号、議第 10号、議第11号、議第 12号、議第13号

平成18年3月第1回定例会

散 会 午前10時53分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。